

令和 5 年 5 月 会 議
第 35 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和5年5月25日(木)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号10番	栗原良晴
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	橘川利一
議席番号4番	細谷則子	議席番号12番	加藤栄三
議席番号5番	見上智	議席番号13番	新倉賢一
議席番号6番	多田平雄	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号8番	比留川晴雄		

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

欠席推進委員

傍聴人 5名

提出した議案

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第25号 農用地利用集積計画決定事案
議案第26号 引き続き農業経営を行っている旨の証明事案
議案第27号 令和4年綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表案の承認について
報告第4号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	三 枝 利 行
総 括 副 主 幹	森 山 由起子
主 事	鈴 木 孝 治
主 事	小 林 優

9時00分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。（会長挨拶）

ただ今より第35回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、13名、推進委員は3名、全員でございます。

定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

なお、本日は傍聴の申し出が5名の方からありましたので、綾瀬市農業委員会傍聴規則に基づき傍聴の許可をいたしますのでご報告いたします。それでは、傍聴人に入場していただきます。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、13番 新倉委員、1番 森山委員のご兩名をお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（森山総括副主幹）（諸般の状況報告及び今後の予定報告）

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請1件 1,117平方メートル、農用地利用集積計画決定7件 18,546平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件 7,676平方メートル、法第5条届出1件 536平方メートル、法第18条通知等1件 10,803平方メートル、合計12件 38,678平方メートルでございます。なお、右側の欄に今年の場合の案件累計を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番でございます。

申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は

■外1筆、地目畑、地積合計1,117平方メートルでございます。

一時転用目的は農地造成、転用理由は土壌改良及び農地造成のためとのことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定、農地の区分につきましては市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、申請地の黒土を約1m掘削し、約900㎡を搬出します。さらにその下の赤土を2m掘削し、表土として約1,800㎡を現地に仮置きいたします。外部から搬入した土を約1.5m埋め戻し、その上に仮置きしていた赤土2mを被せて表土とするとのことでございます。施工計画につきましては、お手元に配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますので併せてご参照願います。この一時転用に伴います工事の概要は、主に土壌改良を目的とした掘削・埋め戻し及び農地復元でございます。

近隣への防除対策といたしまして、境界から1m後退して施工し、周囲に土砂の流出・飛散を防ぐため、防風・防音シートを設置します。客土につきましては、北里大学新館新築工事にて発生しましたもの約1,500㎡で、搬入計画につきましては、10tダンプトラック3台を使用し、1日平均のべ12台、平均搬入量66㎡とのことでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。5番 見上委員

○5番（見上 智君）それでは御報告させていただきます。

まず初めに本日の審議案件の12件ですが、5月18日木曜日、多田委員、高橋推進委員、私、事務局2名計5名にて、現地調査を全て行いましたことをまず先に御報告させていただきます。それでは整理番号7番につきまして御報告をさせていただきます。

現地調査を行った結果、現地はきれいに耕運されており現状特に問題ないということで、第2班といたしましては、申請のとおり許可妥当と判断いたしました。

皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX外1筆、地目畑、地積合計1,117平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議

工期につきましては、原則、いわゆる進入路の造成工事で約1か月半、土工事といたしまして、掘削盛り土、整地、片付け等で約10か月半、予定といたしまして、本年7月1日から来年6月30日までの12ヵ月の予定でございます。

なお、工事期間中の安全対策といたしまして、出入口は南側1か所、入り口部分には、一応工事区域内に入れないよう、バリケード等を設置いたしまして、車両の出入り口に交通誘導員を配置いたします。

工事車両の就業期間、作業時間につきましては、朝8時半から5時までといたしまして、通行者等がいた場合には徐行し、事故のないように、安全には十分注意いたします。

続きまして隣接地耕作者の同意関係につきましては、隣接耕作者の同意書は申請書に添付しております。周辺地域への説明状況につきましては、本案件につきましては、綾瀬市都市計画課に埋立て等の許可申請を提出しております、隣接地につきましては、近隣説明報告書を添付する必要があるため、一応隣接地につきましては、土地、建物の所有者及び建物の使用者等に工事のお知らせ文、土地利用計画等の書面にて説明及び郵送等で、既に配付済みでございます。

造成後につきましては、普通畑、レタス等栽培を予定しております、草刈り等し近隣に御迷惑のかからないよう、耕作していく所存でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）土砂の搬入計画の中で、 からの土出、これは第三種建設発生土となっておりますけど、私の認識不足で申し訳ないんですけど、どんなような土でしょうか。

○参考人（ 君）第三種は、ある程度砂利の混じった、それが三種の土になります。

○13番（新倉 賢一君）ほかは混じっていることはないですか。

○参考人（ 君）産業廃棄物等の分析表を で出しているので、産業廃棄物等混入した場合は、そっくりそのまま の方で片づけるようになります。

○13番（新倉 賢一君）もう1点ちょっとこれミスだと思うんですけど、搬入期間が資料でいきますと、平成6年度1月10日から平成5年5月31日、これ、逆ですかね。

○参考人 () 君) 申し訳ありません。6年5月31日です。実際はそこまでかからないんですけども、雨が降ったり、そういうことを考えて、ちょっと長くとっています。いつも私の方で1年ぐらいもらうんですけども、だいたい二、三ヶ月前に終わるようにやっています。

○参考人 () 君) あと、北に2メートル部分の土壌改良をするために、場内で天地返しみたいに、一応期間をちょっとおいて、全部ひっくり返してからすぐ戻すわけにいかない、少し乾燥するような形に。

○参考人 () 君) ただ運び込むだけじゃなくて、下の赤土を仮置きしておきます。それをまた戻したりなんかする工事がありますので、それで、これだけの日にちになります。

○13番(新倉 賢一君) それからこの周辺の、この道路狭いんですよね。3メートルあるかどうかわかりませんが、10t車で搬入は。

○参考人 () 君) ここの道路はほとんど人が通らない道路で、藤沢市と隣接してまして、実際に藤沢市のほうの土が大分、もう道路に来ちゃってるんで、それはちょっと押し戻させてもらったんですけど、通る人は大体、奥の さんと、 さんだけなんで、 さんなんて、ほかのほうから周れるんで、それは私のほうから口頭で言っております。

○13番(新倉 賢一君) 10t車3台でやるっていうことです。10t車の幅もありますので。

○参考人 () 君) その入り口にほかからも、そこの出入りがちょっと多いぐらいで、そちらのほうにも私の方でも通知してあります。

○13番(新倉 賢一君) これもちょっと認識不足で申し訳ないんですがもう1点。

このかさ上げの高さがそれぞれ違うんですけど、これはいいんですか。

○参考人 () 君) いや、現況の地盤に合わせまして、それで高いとか低いところあります。現況では高低差があります。

○13番(新倉 賢一君) 全て同じではないですか。

○参考人 () 君) 最大78センチですね

○13番(新倉 賢一君) わかりました。ありがとうございました。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局確認します。資料1の5ページ、搬入期間6年1月10日から令和5年5月31日、ではなくて令和6年なんだよね。

○参考人 () 君) そうです。すいません。

○議長（古塩 貞夫君）事務局のほうでどうかな。これは資料で出したんですね。

○事務局（小林主事）提出された資料であります。

○議長（古塩 貞夫君）資料は6年、6年5月31日です。他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）地元委員として、5月13日現地に出向き、 さんにもお会いして説明を受けました。現地は2班見上委員の説明のとおり、きれいに耕運されており問題ないと思われます。今回の土壌改良はですね、先ほどの説明で栄養素がなくなり、赤土と入れ替えるとのこと。

また、 さんはほかでもですね、現在露地野菜をつくっており、埋立て業者の さんも、過去に吉岡でも数箇所農地造成をやっておって、特に問題は出ておりません。よって第5条の規定による許可申請事案は問題ないと思います。皆様の御審議よろしくお願いいいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）推進の内藤でございます。土壌分析についてお伺いしたいと思うんですけども、先ほど、参考人のほうからの説明の中に、土壌分析書なるものが、申請書のほうに添付をされておるといことでございますが、確認のため、分析の部分については、特に問題がないものという、今流れの話ですがそこは間違いないのかということと、もう1点参考までにお伺いしたいのが、やはり我々農業委員会、農地を保全していく、委員会でございますので、やはり、先ほど御質問があったとおり、土の中に悪いものが混

じっている、これはいけないことになりますので、この土壌分析が農地造成を行う申請に当たって、私もちょっと認識なく申し訳ないんですが、その分析書が必要なケースと必要でないケースあるように、過去感じておりますけれども、その辺の部類というものがもしあるのであれば、見識のためにちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局（小林主事）令和4年9月6日に、 様宛に、分析機関名としては が検査をしております。検査の結果は全て合格となっております。基準値を下回っているという形になります。先ほど御質問いただきました、検査結果については、基本的には県に提出する資料として、検査結果を必ずするものでありまして、添付することが必須となっております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長。

○事務局（浦山事務局長）今の推進員の方から御質問ありました発生土、農産物の農地を栽培する上に適正なのかどうかというところの判断までは、まだ私ども見識がないところではありますが、地権者の方が、その土壌につきまして、御了解されているといったところではあるというふうに認識してございます。ただ周辺地への影響というところにつきましては、引き続き、調査させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第2号、議案第25号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号39番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号39番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積5,329平方メートル、申請地は 外10筆、地目 畑、地積合計10,803平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間です。利用目的は果樹、設定初年は令和5年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は所有する農地の4割弱を貸し付けており、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、自作の畑5,329平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機を保有しております。農業従事者は、従業員2名、従事日数は280日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。5番 見上委員

○5番（見上 智君）それでは御報告をいたします。議案第25号整理番号39番について御報告します。

現在の申請地 ■■■ から、■■■ までは、ブルーベリーが栽培されており、■■■、■■■ につきましてはイチジクが栽培されておりました。

また、■■■ から ■■■ はブルーベリーが作付されており、こちらは地下植えとポット栽培と両方の栽培を行っておりました。

現地調査当日、従業員の2名の方も作業されており、大変熱心に作業されている状況を確認することが出来ました。なお将来的には観光農園として、経営を進めていきたいという旨のお話もいただきました。第2班といたしましては現地を確認した状況により、申請のとおり許可妥当と判断しております。委員の皆様の御審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋 推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）農用地利用集積計画決定事案につきまして、推進として発言させていただきます。私も5月18日の日に2班の方と一緒に、現地調査を行いました。

なお、本日の利用集積計画決定事案につきましては、同日にしておりますので、以後の日

時は割愛させていただきます。

農地利用集積計画決定事案、整理番号 39 番につきまして、現地はただいま 2 班の方が御報告されたとおり、ブルーベリー、プラム、イチジクを中心に栽培されておりました。

新規でございますが、前会社の借人の [REDACTED] さんの会社から引継ぎということでございます。行ってる人が同じ人ということですので、問題はないと判断いたしました。これから企業にしる個人にしるでございますけれども、いろいろ始めるときより終わりと変更が大変でございますので、変えられるときに、やっぱり会社の調査が必要ではないかなと感じております。以上でございます。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 39 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 40 番を議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。

用地利用集積計画決定事案、整理番号 40 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 21,959 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目 畑、地積 988 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間です。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和 5 年、新規の権利設定でございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 200 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 21,959 平方メー

トルは、自作の畑 1,288 平方メートル、利用集積による畑 20,671 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。

農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 340 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。5 番 見上委員

○5 番（見上 君）それでは御報告させていただきます。整理番号 40 番の報告です。

現地は大変きれいに耕運されており、今後も農地として使用するのに何ら問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 40 番につきまして、現地は耕運状態でございます。今回の件新規でございますが、借人は園芸協会に加入しており、大変熱心に取り組んでおられます。経営規模拡大を目指すというのがありますので、今回の利用集積に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 40 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 41 番についてを議題といたしますが、本件につきましては、XXXXXXXXXX委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

([REDACTED] 委員退席)

ただ今、 [REDACTED] 委員が退席されました。現在の委員数は [REDACTED] です。事務局より説明を願います。

(事務局説明)

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。
農用地利用集積計画決定事案、整理番号 41 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 23,398 平方メートル、申請地は [REDACTED] 外 2 筆、地目 畑、地積合計 2,970 平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 26 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 300 日農業従事しておりますが、所有する農地の 3 割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 23,398 平方メートルは、自作の田 3,761 平方メートル、畑 9,736 平方メートル、利用集積による畑 9,901 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しております。農業従事者は、本人、妻の 2 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。5 番 見上委員

○5 番（見上 智君）それでは、41 番について御報告いたします。

申請地の [REDACTED] の 3 筆につきましては、全面トウモロコシが作付けされており、今後農地として利用するのに何ら問題がないと判断いたします。委員の皆様方の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 41 番につきまして、 [REDACTED] 外 2 筆はトウモロコシが作

付けされておりました。農地として、適正に維持管理されていまして、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号41番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（ 委員 入室、着席）

ただ今、退席されていましたが、 委員が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号42番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号42番でございます。

申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積3,281平方メートル、申請地は 外1筆、地目 畑、地積合計1,159平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成29年、3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は300日農業従事しておりますが、所有する農地の3割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の3,281平方メートルにつきましては、全て利用集積による畑となっており、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しております。

農業従事者は、本人、妻、子2名、孫2名の計6名で、従事日数は300日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告願います。5番 見上委員

○5番（見上 智君）整理番号42番、申請地の2筆につきましては、野菜が全面的に作付けされており、カブ、トマト、トウモロコシ、ナス、カボチャ、インゲン、多品種が作付けされておりました。第2班といたしましては、利用集積に問題ないと判断をいたしました。委員の皆様方の御審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号42番。[REDACTED]外1筆は、ただいま2班の代表の方が報告されたとおり、トマト、ナス、トウモロコシ等、多品目にわたって作付けされておりました、農地として適正に維持管理されておりましたので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号42番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号43番、44番の2件は申請人であります賃借人及び使用借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 43 番でございます。

申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積 43,930.35 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目 畑、地積 446 平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 23 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとでございます。

続きまして、総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 44 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 43,930.35 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目 畑、地積 892 平方メートルでございます。

利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 43 番と同一でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なため、引き続き貸し付けを行いたいとでございます。

この 2 件の賃借人及び使用借人の状況でございますが、耕作面積の 43,930.35 平方メートルにつきましては、自作の田 4,114 平方メートル、畑 7,585.72 平方メートル、樹園 6,229 平方メートル、利用集積による畑 26,001.63 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しております。

農業従事者は、本人、母、弟の計 3 名で、従事日数は 300 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。5 番 見上委員

○5番(見上 智君)整理番号43番、[REDACTED]につきましては全面、トウモロコシが作付をされておりました。整理番号44番、[REDACTED]につきましては、こちらも全面トウモロコシが作付けされておりました。

2筆とも、適正に農地として利用されたおり、2班といたしましては、問題ないと判断いたしました。委員の皆様方の御審議をお願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋 推進委員

○第1地区(高橋 重雄君)整理番号43、44につきまして、整理番号43の [REDACTED] の [REDACTED] 共に、トウモロコシの作付またはその準備ということでございます。

農地として、適正に維持管理されてきましたので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。

採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号43番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号44番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号45番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号45番でございます。

申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積 2,279 平方メートル、申請地は [REDACTED] 外 1 筆、地目 畑、地積合計 1,288 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間です。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成 8 年、10 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は 150 日農業従事しておりますが、所有する農地の 3 割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 2,279 平方メートルにつきましては、自作の畑 991 平方メートル、利用集積による畑 1,288 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しております。農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 250 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。5 番 見上委員

○5 番（見上 智君）整理番号 45 番につきまして報告いたします。申請地 [REDACTED]、こちらはジャガイモ、インゲン、スイカ、また一部は耕運となっております。[REDACTED] につきましては全面耕運され、適正に農地として利用されており、2 班といたしましては、申請のどおり、問題ないと判断をいたしました。委員の皆様方の御審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 45 につきまして、[REDACTED] 外 1 筆はサトイモ、ジャガイモ、インゲン、スイカが作付けされて、一応 70% ぐらい耕運状態で行ってまいりました。農地として適正に維持管理されてまいりましたので、問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 45 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、日程第 3 号、議案第 26 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 5 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。

議案第 26 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 5 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[]外 3 筆、地目畑、地積合計 4,012 m²でございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 2 年 5 月 26 日から令和 5 年 5 月 25 日まででございます。

相続開始年月日は、平成 28 年 8 月 14 日で、2 回目の証明願いでございます。

申請地は、[]が市街化区域、その他は市街化調整区域、農用地外でございます。

場所につきましては、21 ページの案内図を参照願います。

申請人の年齢は []歳、農機具は、耕運機、トラクター、防除機等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の計 3 名、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。5 番 見上委員

○5 番(見上 智君) 整理番号 5 番につきまして報告いたします。申請地の 4 筆につきましては全面、ハウスが建っており、[]につきましては、トマトが栽培されており、[]は、耕運済みで作付の準備中とのことでした。適正に農地として利用しておりますので、2 班といたしましては、申請のとおり証明書の発行に問題ないと判断をいたしました。委員の皆様方の御審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。9 番 鈴木委員

○9 番(鈴木 洋一君) 本件につきまして、地元委員として発言します。5 月 20 日に私も

現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。現地は、2班の代表の方から報告がありましたとおり、ハウスが設置され、キュウリ等が栽培されております。

申請者は、相続した農地でこれからも農業経営を行っていきたいと、意欲的にお話しされておりました。地元委員としては、申請者の農業の継続意思も確認出来ましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番を議題いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外3筆、地目畑、地積合計3,664㎡でございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年11月26日から令和5年5月25日まででございます。

相続開始年月日は、平成25年7月20日で、3回目の証明願いでございます。

申請地は、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、23ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は■■歳、農機具は、耕運機、トラクター、防除機等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人、妻の2名、従事日数は250日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。5番 見上委員

○5番（見上 智君）整理番号6番につきまして御報告いたします。

申請地の4筆につきましては、トウモロコシが作付けをされておりました。また、■は一部耕運状態でした。現地は、適正に農地として利用されており、申請のとおり証明書の発行は妥当と判断しております。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）本件につきまして地元委員として発言します。5月19日、私も現地確認を行うとともに、申請人に面会してまいりました。現地は、ただいま第2班の代表から報告がありましたとおり、トウモロコシ等が作付けされ、農地としてしっかり管理されております。申請者は主に、露地野菜を栽培し、農協の直売所等で販売をしております。先日の面会では、相続した農地で体の続く限り農業を行っていきたいと話されておりました。地元委員といたしましては、申請者の農業の継続意思も確認出来ましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第4号、議案第27号、「令和4年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案の承認について」を議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書24ページをご覧ください。議案第27号、「令和4年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案の承認について」でございます。

提案理由は、農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき「令和4年度農地利用の最適

化の推進の状況その他事務の実施状況の案を作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

25 ページをご覧ください。令和 5 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況につきましては、現在までの状況及び 2020 農林業センサス等による、市内農地面積、農家数、農業者数、農業委員数等の状況のとおりでございます。

次に 26 ページをご覧ください。「最適化活動の実施状況」について、でございます。

最適化活動の成果目標及び活動目標にある、各項目の現状及び課題、並びに目標につきましては、昨年 8 月に承認を頂いたところでございます。

1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積について、③の実績でございますが、新規就農者の参入や飼料用米の作付け面積の拡大等により、目標に対する集積面積を大きく伸ばし、集積面積の拡大を図りました。

(2) 遊休農地の発生防止・解消について、③の実績でございますが、遊休農地の解消に向け、遊休農地所有者への働きかけを行い、遊休農地の解消を図り、目標を達成いたしました。④その他につきましては、昨年 10 月の農地パトロールの結果を載せております。また、農地の利用意向調査につきましては、農地台帳を送付し、取りまとめた結果となります。

(3) 新規参入の促進について、③の実績でございますが、農地利用集積計画による若手農業者への利用集積を行い農地を集約したため、新規就農者の条件に合う農地が少なかったことから、達成状況は未達となりました。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 (2) 活動強化月間の設定について、②の実績でございますが、目標通り活動を実施いたしました。

(3) 新規参入相談会への参加につきましては、令和 4 年度の計画にはなかったため、令和 5 年度において計画しております。

最後になりますが、令和 4 年度の最適化活動の成果について、目標に対し、期待を上回る結果が得られたことは、日ごろの推進委員の活動による、農地の集約化及び若手農業者に対する利用集積に尽力されたことから、と考えております。以上でございます。

○議長 (古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 10 番 栗原委員

○10 番 (栗原 良晴君) 27 ページの、④その他 農業委員会の点検結果という農地台帳の改修率 79.9% であるんですが、これはどのように評価すればいいっていうか、2 割ぐらい回収出来なかったのは、例年、こんなもんなのかどうかということと、どういう事情で

回収出来ないのかっていうのがわかってますでしょうか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局（小林主事）昨年12月に、農地台帳を送付させていただきました。

今年の1月末までに回収をさせていただいた次第でございます。回収率79.9%と申しますと、他市に比べては少し少ないかなというところの状況でございます。

本来であればですね、回収出来ていない2割に関しては、委員さん及び推進委員さんのほうですね、担当の地域がありますので、その農家さんのところに行って、回収するのが本来のやり方でございます。

ただコロナ禍でありまして、なかなか回収が出来ていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）今の御質問に合わせて参考までにお伺いしたいんですが、農地の所有者、地権者ですね、この農地台帳は、法的に提出義務があるものなのか、ないものか、お伺いしたいです。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局（小林主事）農地法にのっとってですね、年に1回必ず意向調査を行うということが記載されております。すいません、法第何条かわからないんですが、記載されております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。議案第27号、「令和4年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案の承認について」、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第4号、専決処分等についてを議題といたします。

事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）日程第5号「報告第4号 専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が1件ございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

始めに、議案書の30ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号7番の1件でございます。転用の内容は、駐車場で、地積536㎡でございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の31ページをご覧ください。

2の「農地法第18条第6項の規定による通知」、整理番号2番でございます。利用権の設定を受けた借借人の申し出により令和5年5月1日付け收受し、4月5日で賃貸人と合意解約がなされたため、届出人から農業委員会に対し通知があったものでございます。

なお、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第4号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第35回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

10時16分 閉 会

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第4号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。


これをもちまして、第35回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。


10時16分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

新倉 賢一 

綾瀬市農業委員会委員

森山 謙治 